

価格高騰重点支援給付金 (住民税非課税世帯など)のご案内

令和6年度に新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となった世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付します。

また、それら対象世帯にいる18歳以下の児童に対し、1人あたり5万円を給付します。

令和5年度価格高騰重点支援給付金を受給した世帯は対象外となります。対象世帯であったが未申請の場合など、給付されていない世帯も対象外です。

給付金の支給額

1世帯あたり **10**万円 1児童あたり **5**万円

支給対象世帯

以下のすべてにあてはまる世帯が対象となります。

○令和6年6月3日時点で、神石高原町内に住民登録がある

○令和6年度の住民税が、非課税もしくは均等割のみ課税の方のみで構成している
(定額減税前の所得割額による)

○いずれの市町においても、令和5年度価格高騰重点支援給付金(7万円または10万円)の給付対象となっていない

○令和6年度の住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯ではない

※例えば、子ども(課税者)に扶養されている高齢者夫婦の世帯は支給対象となりません。

【こども加算】

上記世帯に、18歳以下の児童(平成18年4月2日以降生まれ)がいる場合、児童1人あたり5万円を加算して支給します。

給付金の支給手続き

対象となる世帯には、町から確認書をお届けします。(令和6年8月以降)

確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し**令和6年10月31日(木)**までに返信してください。※詳しくは届いた書類に同封のチラシをご覧ください。

町が確認書を受領後、おおむね2週間以内に口座振込いたします。

※次の場合は別途申請が必要です。お手数ですがお問い合わせください。

- 世帯の中に、令和6年6月4日以降に生まれた児童がいる
- 基準日(令和6年6月3日)において、扶養する18歳以下の児童が別世帯にいる
※例えば、単身で町外の学生寮へ住所を移している子どもがいる場合などが対象です。



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、町や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

福祉課 ☎0847-89-3320

受付時間 平日 午前8時30分~午後5時15分(土曜日、日曜日、祝日を除く)